

2020年5月17日 発行

エバー総合法律事務所では、個人のお客様と法人のお客様に身近な法律問題をニュースレターでお届けします。

エバーニュース

EVER NEWS

連載

- 遺贈と「相続させる」の違いについて
- 民法改正（債権法）の注意点について

■ 無料相談会のご案内

- 料金のご案内／事務所のご案内



vol. 74



エバー総合法律事務所

遺贈と「相続させる」の 違いについて

1 これまで、Vol.2では自筆証書遺言と公正証書遺言について、Vol.28では自筆での遺言の書き方について、Vol.53では秘密証書遺言を紹介してまいりました（バックナンバーはホームページで公開しています）。

今回は、遺言で、相続人や他の方に財産を渡す記載の仕方による効果の違いについて述べてみたいと思います。

2 記載の違いによる効果の違いについて

自分の財産を遺言で相続人にのこしたり、相続人以外の方に渡すことができますが、遺言で財産を渡すことを「遺贈」と言います。遺贈は、相続人でも相続人以外の方にでも行うことができます。言葉としては「遺贈する」と記載すれば遺贈になります。ただ、渡す相手が相続人となる場合には、別の言葉を用いた方がよく、具体的には、「相続させる」という言葉を記載します。これは遺贈ではなく特定財産承継と言われています。

この「遺贈する」と「相続させる」は、結果としては亡くなった方（被相続人と言います）の財産を特定の方に渡すという意味では同じことなのですが、相続人が受け取るまでの方法が異なります。

最高裁判例（平成3年4月19日）は、遺産が不動産の件について、「相続させる」は遺産分割の指定であって、承継を受けた特定の相続人は死亡の時に直ちに遺産が承継されると考えられるから単独で登記ができるとしました。このように、「相続させる」という記載の場合、受け取る方が相続人である場合には、他の相続人の協力を得ずに単独で登記手続ができます。この理屈は預金でも同じに考えられています。

一方、「遺贈する」の場合には、受け取る方（受遺者）と言います）は、相続人に遺産を引き渡してもらう必要があります。このために、不動産の場合、相続人全員に登記手続に協力してもらう必要がありますし、預金の場合には相続人全員に解約手続や名義変更

に協力してもらわなければなりません。相続人全員の協力が難しい場合には、受遺者は利害関係人として遺言執行者の選任を申し出て相続人の代わりに遺贈を実行してもらう必要があります。受遺者が相続人であっても「遺贈する」の記載の場合には同じく遺言執行者の申立てが必要になるのです。

このような理由により、受け取る方が相続人の場合には「相続させる」という言葉を記載した方がよいというわけです。

3 民法改正による影響について

これまでの判例では、「相続させる」場合には、死亡と同時に承継の効果が発生するということなので、例えば不動産の登記が死亡後第三者に移ったあとも受け取る方は登記なくして自分の権利を第三者に主張できるとされていました。しかし、2019年7月以降の相続については、第三者に対抗できるためには登記が必要と改正されましたので、遺言に自分の名前が載っていたからといったのんびりしているわけにはいきません。例えば一部の相続人が妨害行為をできる余地があるからです。妨害行為の内容を記載することは控えますが、遺言で承継を受けた方はお早目に登記をするべきでしょう。

4 その他

農地について、取得する相続人は、農業委員会の許可を要せず不動産登記ができ、「相続させる」場合も同様です。しかし、遺贈の場合には農業委員会の許可や届出が必要となります。そのため、そもそも受遺者に農業資格がない場合には受け取ることもできなくなってしまうので、注意が必要です。「あげる」など法的な意味が明確ではない場合には遺贈と扱われることもあるので、遺言の作成にあたっては弁護士に相談するなど法的アドバイスを受けてください。お悩みの方はご相談ください。

無料相談会
のご案内

2020年5月20日水曜日、5月28日木曜日、6月2日火曜日、6月11日木曜日のいずれも午後3時から午後6時の間にて、お一組様各30分で無料相談を承ります。

ご希望の方は当事務所までお電話にてご予約のうえでお越しください。

なお、今後の無料相談会の予定については当事務所のホームページにてご案内いたします。

<http://ever-lawyers.jp/> 「エバー総合法律事務所」で検索を

民法改正(債権法)の 注意点について

1 民法改正については、これまで相続の関係でVol.54、55で紹介しました(バックナンバーはホームページで公開しています)。また、債権に関する部分では、保証制度の改正(Vol.51)、消滅時効(Vol.57)、瑕疵担保責任の改正(Vol.63)、賃貸借の原状回復義務、約款規定(いずれもVol.71)を取り上げました。今回、債権関係に関する部分の改正の注意点について改めてまとめてみたいと思います。

2 多くの改正がありましたので網羅的に申し上げることは紙幅の関係でできませんが、大づかみで申し上げますと、**①保証ルールの変更**、**②消滅時効の変更**、**③瑕疵担保責任から不適合責任へ**、**④約款の規定化**、**⑤法定利率の変更**、**⑥譲渡禁止債権の譲渡可能化**、など重要な点の改正があります。このほかにもありますが、これらに絞って以下述べます(なお、①から④についてはバックナンバーをご覧くださいと詳細が分かります)。

3 **①**については、根保証が要注意です。根保証とは主債務の内容を特定せず一定の範囲に属する不特定の債務を保証するというものです。これについては極度額という保証の枠を定めないと今後は無効になります。ただ、施行日(令和2年4月1日)以前の根保証については極度額の定めがなくても有効で、施行日以降の債務も保証します。これまで賃貸借、取引保証や身元保証などは極度額を設けずに漫然と「保証する」と記載していたと思いますが、これでは保証契約としては無効ということになります。

また、個人的な理由による貸借は別として、事業のために借りた債務への保証契約や根保証契約は、契約に先立って公正証書を作成する必要があります(一定の場合には免除)。また、保証人に対して情報提供を行う義務も定められていますので適切な提供を行わないと保証契約が瑕疵あるものとなって取り消される可能性があるため注意が必要です。

4 **②**については、時効期間が基本5年、不法行為については3年、ただし、人の生命または身体を害する不法行為は5年となりました。賃金債権は、この原稿作成時ではまだ2年ですが、新聞では3年に延長する予定との報道がされています。

5 **③**については、瑕疵担保責任という制度はなくなりました。この責任の法的責任には議論がありましたが、今後は契約責任として統一して考えられることとなります。例えば、売買した場合に、これまで目的物の瑕疵(欠陥)として考えられていたものは、契約に不適合な状態として捉えられることとなります。そのため、売主に不適合であることに悪意(知っていることです)又は有過失がなければ買主は責任追及できないということになります。また、これまでは「隠れた」ということで買主側が知らないということが必要でしたが、それも要件ではなくなります。そのため買主が不適合の事情を知っていたり、過失があっても知らなくとも売主の責任追及ができる場合があるということになります。また、責任追及の方法として契約解除か損害賠償請求だけでなく、減額請求や、修補請求、代替物の引渡し又は不足分の引渡しの請求もできることとなりました。

6 **④**については、詳細はVol71に譲りますが、約款の成立要件、表示方法や変更について法定されたので、事業者サイドはこれらの規定に注意することが必要です。また、これらの要件を充足したからといって常に有効とはならないので、消費者契約法などに留意することも必要です。

7 **⑤**については、年5パーセントから当面年3パーセントになります。損害賠償額の遅延損害利率がこれを受けて変更されますし、中間利息の控除額にも影響を及ぼします。

8 **⑥**については、これまで債権譲渡禁止の特約が付されている場合には、基本的に債権譲渡はできない、譲渡しても効力がないと考えられていました。しかし、今回、禁止特約を付しても、譲渡はできるとされました。ただし、債務者保護の見地から譲り受けた第三者に対しては、その譲受人が譲渡制限について悪意又は重大な過失によって知らなかった場合、債務者は履行を拒んだり、譲渡人に主張できた事由を主張できました。

以上記載した以外にも民法改正は多岐に及んでおりますので、また別の機会にご紹介してきたいと思います。お悩みの方はご相談ください。



料金

のご案内

一般的な料金の概要

ご相談料 事件受任の場合は頂戴しません。

30分 3000円プラス消費税

1時間 5000円プラス消費税

予約電話番号 **043-225-3041**

業務内容

不動産

会社経営

貸金請求

労災

相続

民事再生・破産手続き

金融

消費者問題

交通事故

刑事事件

離婚

家族問題

成年後見制度

参考例

以下は、良くある場合について一例として費用について掲げました。

その他の事例や基準の詳細については当事務所のホームページで報酬基準詳細をご覧ください。

1 金銭請求

たとえば600万円の請求をする場合には（仮差押えがない裁判のみの場合）

着手金	30万円プラス消費税
預り金	10万円程度
報酬	全額回収できた場合 60万円プラス消費税
200万円の場合	32万円プラス消費税

2 刑事事件

たとえば、窃盗で逮捕された場合、

着手金	30万円から50万円プラス消費税
預り金	5万円程度
報酬	30万円から50万円プラス消費税

*執行猶予が付いた場合や刑の軽減となった場合です。

3 成年後見

たとえば、認知症の方について成年後見を申し立てる場合

申立着手金	10万円から20万円プラス消費税
預り金	5万円程度

それ以外に鑑定費用（精神科医師の費用ですが5万円から10万円が目安）

エバーニュースバックナンバーはホームページに掲載しております。

事務所

のご案内



〒260-0013 千葉市中央区中央4-12-1 KA中央ビル4階

エバー総合法律事務所

代表 弁護士 菊地秀樹（千葉県弁護士会所属）

TEL 043-225-3041

FAX 043-225-0071

業務時間

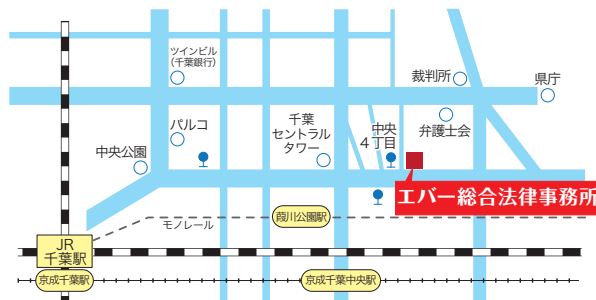
午前9時より午後6時まで

*なお、ご相談時間については夜間、土曜日などご要望の場合にはご相談ください。

ホームページ

<http://ever-lawyers.jp/>

「エバー総合法律事務所」で検索を



●千葉駅 2 番バス乗り場より乗車。2つ目の「中央4丁目」下車
●駐車場は周りの有料駐車場をご利用下さい。